

## ねむろ自然の番人宣言

1. 私たち自然の番人は、この自然環境が根室管内のそして、全国民の財産であることを深く認識し、自らを律し、不法投棄、ポイ捨ては絶対に行いません。
2. 私たち自然の番人は、不法投棄やポイ捨てを許さず、発見した場合は勇気を持って対処します。
3. 私たち自然の番人は、美しい自然を未来に引き継ぐため環境教育の充実に取り組みます。
4. 私たち自然の番人は、全ての人が自然の番人となるべく、広くこれらの思想普及を目指します。



根室管内の貴重かつ雄大な自然は、地域の魅力、観光資源となっており、管内全体を見てもごみの不法投棄・ポイ捨て

# 根室市と近隣4町で「ねむろ自然の番人宣言」

が後を絶たず管内市・町が頭を抱える共通の問題となっています。

自然環境を守り、美しい自然を後世に残すために、1市4町が統一した行動に取り組むことにより、不法投棄・ポイ捨て撲滅の推進と効果を上げる目的で、平成20年2月1日に近隣4町と「ねむろ自然の番人宣言」を宣言しました。

### ○今後の具体的な活動について

行政の活動として、番人宣言の冠のもと、既存の取り組みも含めた事業の実施。また、通報の受入体制を統一化することによる広域的な不法投棄やポイ捨ての抑止。次世代を担う子供たちへの環境教育を実施。行政機関だけの取り組みではなく、民間事業者や地域の団体へも積極的に取り組んでいただくよう呼びかけます。

「ねむろ自然の番人宣言」を行いたいという希望のある事業者や団体については、市の担当窓口へ申し出ていただくと、宣言者として認定書が交付されます。宣言を行った事業者や団体は積極的に社内教育やボランティア活動などに取り組んでいただき、毎年報告いただいた活動を「ねむろ自然の番人宣言」のホームページで紹介します。

### 連絡・問合せ先

根室市役所市民福祉部  
市民環境課環境衛生担当  
☎(23)6111番内線2128

一人ひとりのモラルと責任で、不法投棄ストップ!

私たちが暮らす根室市は、豊かな自然や美しい景観に恵まれています。私たちは、将来にわたりこの美しい環境を守り育て、次の世代に伝えていく責任があります。一人ひとりがモラルと責任をもって、美しい街を守りましょう。

【不法投棄の現状と罰則】  
近年、不法投棄される廃棄物には、家電4品目（テレビ・冷蔵庫（冷凍庫）・洗濯機・エアコン）や家庭用パソコン、衣類などの生活ごみのほかに、ウニ殻、ツブ殻などの水産系廃棄物が不法投棄されているケースが目立っています。不法投棄は法律によって固く禁じられており、違反した場合の罰則が強化されています（野外焼却も含む）。

【不法投棄を発見したら】  
不法投棄は郊外の「側溝」み不法投棄監視ウィークには、パトロール強化を図り、不法投棄者の特定と適正処理の指導を行っています。例年の「春と秋の全市一斉清掃」での、テレビ等の電化製品の排出は、場合によっては不法投棄となりますので、絶対に行わないようにしましょう。住みよい環境を維持するためには市民皆さんの力が必要です。もし、不法投棄の現場を見たり、ごみを発見した場合は、市役所担当までご連絡をお願いします。